

【前期第8問】

英国から来日して8年目の甲男(身長180cm、体重80kg)は、平成5年7月5日の午後11時頃、勤務先の英会話学校から自転車で帰宅途中の路上で、酩酊して暴れるA女とこれをなだめていたB男(身長160cm、体重60kg)とがもみ合ううちAが倉庫の鉄製のシャッターにぶつかって大きな音を立てコンクリート面に尻もちをついたのを目撃し、同時にAが「助けて」と叫ぶ声を聞いた。そこで、甲はBがAに暴行を加えているものと誤解し、自転車から降りながらBに対して「やめなさい、レディですよ。」と叫び、Aを助けるべく両者の間に割って入った上、Aに「大丈夫ですか。」と尋ねて助け起こそうとした。その際、Aから「ヘルプミー、ヘルプミー」と助けを求められた甲は、次いでBの方を振り向きAに対する攻撃をやめるようにという意味で両手を差し出してBの方に近づいた。これを見たBが防御するため手を握って胸の前あたりにあげたので、甲はBがボクシングのファイティングポーズのような姿勢をとって自分に殴りかかってくるものと誤信し、自己及びAの身体を防衛しようと考え、とっさにBをひるませようと空手技である回し蹴りをして、左足を同人の右顔面付近に当て、同人を路上に転倒させて頭蓋骨骨折等の傷害を負わせ、8日後に同障害による脳硬膜外出血および脳挫滅により死亡させた。

甲は日本の武道に興味を持ち、本国にいたころから空手を習っており、本件当時剛柔流空手三段の腕前を有していた。

甲の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和62年3月26日第一小法廷決定